

令和４年度第２回 岸和田市上下水道事業運営審議会 会議録

開催日時：令和４年１０月２８日（木）１４時から

開催場所：市役所別館２階上下水道局会議室

会議の公開：公開

傍聴人数：０人

出席者：

◇岸和田市上下水道事業運営審議会委員（○は出席、■は欠席）

委員長	浦山副委員長	大屋委員	齊藤委員	片渕委員	吉野委員
○	○	○	○	○	○

◇上下水道局出席者

永野市長、赤坂局長、西村次長兼総務課長、南工務課長、実森浄水課長、越智整備課長、和田施設課長、倉橋料金課長、上地経理担当参事、北辻広域推進担当参事、井出計画調整担当参事、木下経理担当長、布村主任

◇事務局

山中企画担当長、井畑主任

会議次第

１ 開会

（１） 審議会の公開

２ 案件

（１） 水道料金の適正化

①岸和田市の水道料金の適正な水準及び体系に関する諮問について

②料金改定に関する質問事項について

③必要な料金水準の検討

（２） 令和３年度上水道事業決算報告について

（３） 令和３年度下水道事業決算報告について

（４） 「水道事業ビジョン」進捗状況について

（時間の関係上、今回の審議会では審議を行わず。次回審議を行う。）

（５） 大阪広域水道企業団との統合について

（６） その他

３ 閉会

(1) 水道料金の適正化

①岸和田市の水道料金の適正な水準及び体系に関する諮問について

○説明内容

前回の審議会で本市の水道事業等の状況等について説明させていただきました。今後、水道料金について委員の皆さまに市の考えをお聞きいただき、ご見解をいただく前に、市長から正式に諮問させていただきたいとの旨をお伝えし、諮問書を受け取っていただいた。

(1) 水道料金の適正化

資料-1

②料金改定に関する質問事項について

②について資料—1 のとおり説明

○説明内容

第1回岸和田市上下水道事業運営審議会における料金適正水準検討に係る説明に対する質問及び回答ということで示しています。質問に対する回答に対して何かご意見がある方はお願いいたします。

【資料-1】

○意見・質疑

各委員に事務局が資料とともに説明を行い、内容について個別にいただいた意見・質疑を取りまとめたものです。

委員長 : 質問1について、「お示した試算条件のもと設定、検証させていただきます」と書いてありますが、どういう検証を誰がしますか。

事務局 : 各担当員により、数値、中身のほう確認させていただき、その中で妥当性等について検証いたします。

委員長 : 収支表の作成は市で行っていますか。

事務局 : 毎年作成している財政運用をベースに、現状に合った内容を反映させて作っています。

委員長 : 収支表については、ダブルチェックを行っていますか。

- 事務局 : 収支表については業務委託を行っています。そのため、外部で条件を設定し数値を設定いたします。外部による確認のうえ、内部でも内容等に妥当性があるかないか等を見極めた上で示しています。
- 委員長 : 給水原単位の分子にあたるものは有収水量ですか。
- 事務局 : 給水の原単位ということで、生活用水量の原単位を示しています。分子にあたるものは有収水量です。
- 委員長 : 質問 9 について「基本的に一部料金制（口径別）へ変更を検討する見込みです」と記載がありますが、今回の収支表では現状のままという認識でいいですか。
- 事務局 : 収支表は現状のままです。しかしながら、用途別料金は料金の公平性を踏まえたと、なくす方向で考えています。
- 委員長 : 質問 9 について、湯屋・福祉の用途別料金をやめて一部料金制の口径別にすれば 7,000～7,400 万円が増加するということですか。その場合は、大きな課題点になると考えています。
- 事務局 : 現状としましては、福祉料金についてなくす可能性が高いと考えています。ただ、現時点では可能性の段階です。
- 委員 : 質問 6 について、最大配水量に対する施設利用率が 60%弱となっていますが、余裕が大きい気がしますがどうでしょうか。
- 事務局 : こちらについては令和元年度に策定いたしました経営戦略におきまして、余剰能力が大きい今木配水場を将来的には廃止と結論付けております。そのため、今木配水場が廃止された際には施設利用率は上がる予定です。
- 委員 : 質問 7 について、令和 10 年度から 6 年後の目標値までと 10 年後の目標値までの上がり幅が一定ではなく後半の上がり幅が大きい。このためには、令和 16～20 年度でかなり積極的に取り組まないといけないということになります。そうならないよう令和 10 年度まで及び 10 年度から 16 年度により一層、努力する必要があることを意見として申し上げます。

事務局 : はい。承りました。

委員 : 質問 9 について、減免の意味について教えてください。

事務局 : 湯屋、福祉という料金体系は一般の料金体系と比較して安い料金設定となっています。このため、湯屋、福祉料金を一般の料金に当てはめると増える部分を減免に相当するものとして便宜的に減免と表記しています。ただし、減免という制度そのものではありません。

(1) 水道料金の適正化

資料-2

③必要な料金水準の検討

③について資料—2 のとおり説明

○説明内容

令和6年度に向けての料金改定に向けて、ご説明させていただきます。

【審議会資料:1 ページ目】

- ・水道事業会計の健全経営を維持するため、損益および資金残高を勘案し、次の条件により必要な料金水準を検討いたしました。
- ・料金改定時期は、収支の推計では令和6年度に赤字になったため令和6年4月としております。
- ・料金算定期間、改定間隔は、料金の安定性、期間的負担の公平性などを考慮し、令和6年4月から11年3月の5年間を基準としております。
- ・収益的収支ですが、健全経営の維持を目的として単年度黒字の確保を条件としております。
- ・料金回収率は、健全経営の維持、建設改良事業に対する補助金交付採択基準でもあるため、改定後5年間は100%以上を維持することとしております
- ・資金残高月数は、災害時の収入が途絶えた期間の備えなどのため、各年度の給水収益を基準に3か月以上確保することとしております。
- ・企業債残高でございますが、給水収益における企業債残高の割合をなるべく低くすることとしております。

【審議会資料:2～4 ページ目】

- ・財政シミュレーションにあたり、収益的及び資本的収支に関する試算条件をお示ししております。

【審議会資料:5,6 ページ目】

- ・シミュレーションケースの設定です。料金改定の条件を満足する料金水準の検討の方法は、先ほどご説明いたしました料金改定の条件を踏まえました上で、シミュレーションケース①で大まかに料金改定率毎の比較を行い、シミュレーション②でそのうち最も条件に合うものについて、どれだけ起債充当率を下げられるかの検討を行うものとなりました。

【審議会資料:12 ページ目】

- ・表 1.11 シミュレーションケース①の評価一覧では、条件ごとの結果を取りまとめ、それぞれの評価を示しています。評価結果としてすべてのケースで「3 条収支」、「料金回収率」で条件をクリアしました。
- ・「資金残高月数」は今回の計算の誤りによって影響を受ける項目です。誤りを正して計算すると、表でお示しする資金残高月数よりも全体的に数値がやや小さくなるものと見込まれます。
- ・表でお示しする結果として、推奨案は、ケース「4-5」の料金改定率 19%、起債充当率 80%でしたが、誤りを正した場合、ケース「4-4」の料金改定率 19%、起債充当率 85%と見込まれます。

【審議会資料:14 ページ目】

- ・表 1.12 シミュレーションケース②の評価結果一覧では、料金改定率 19%で起債充当率 80%以下を検証していますが、計算の誤りを正した場合、料金改定率 19%、起債充当率 85%以下を検証し、81%辺りが推奨案となることが見込まれます。

【審議会資料:18 ページ目】

- ・資本的収入と資本的支出が並んでいる表ですが、この表内の資本的収入の（1）の企業債の欄で、令和 4 年度で 10 億 7,030 万円との金額があります。この金額自体は、合っていますが、この企業債の償還の計算に当たり、誤ってもっと少ない金額を借入額として計算を行っていたため、本来は令和 5 年度以降の起債償還金として、支払額をもっと多い額を計上すべきところ、少ない金額を計上していたため、結果として資金残高が多くなってしまっていました。

○意見・質疑

各委員に事務局が資料とともに説明を行い、内容について個別にいただいた意見・質疑を取りまとめたものである。

委員長 : 諮問書では「本市の水道料金の適正な水準および体系について貴審議会の意見を求めたく、ここに諮問いたします」と記載がありますが、適正な水準および体系についてということは、今回でしたら資料 2 が対象となる認識で間違いはないですか。また、次の会でも当然、同じように続いていくという理解でよろしいでしょうか。

事務局 : はい、そのとおりです。必ずしもこちらがお示したこの内容が全てで

はございませんので、いろんな角度からご指摘いただき、そして、より良い内容になるようご指導よろしく願いいたします。

委員長 : 資金残高の考え方ですが、水道事業における貸借対照表の現預金という概念ではないのですか。

事務局 : ここでの資金は流動資産と流動負債を考慮したものです。ただし、流動負債の中にある企業債を除いた金額になお、退職引当金、貸倒引当金のような固定的な支払いが定まっている部分の金額を除いた残りの額を示しています。

委員長 : 資金残高の月数を3か月以上確保という条件をつけていますが、これは一般的ですか。2か月等にした場合大きく関わってくると思うのですがいかがですか。

事務局 : 総務省自治財政局公営企業課「財政計画に関わる論点（資料編）」で資金残高月数は3か月以上を推奨しているため本市においても参照し、条件に反映しています。

委員長 : 12ページのシミュレーション結果について、数値が変わるということですが、資金残高の右端の給水収益に対する企業債残高の割合も変わりますか。

事務局 : 変わります。

委員長 : 資金残高の右端の給水収益に対する企業債残高の割合についてなるべく低下させるとなると、採用ケース「4-5」だけでなく、ケース「1-4」も可能になりませんか。また、ケース「1-4」であれば、料金改定率が16%になり市民にとってはいいと思います。

事務局 : 3つの条件で確認したら、ケース「1-4」も可ではあると思います。しかし、その場合は給水収益に対する企業債残高の割合がケース「4-5」と比較した場合、600%を超えますので今回はケース「4-5」を推奨いたしました。推奨案については委員さんの意見をいただきながら決めていきたいと思っています。

委員長 : ケース「1-4」と「4-5」の数字を見ただけでは、将来的な影響などのメリットデメリットがわかりにくい。数字を見ただけでは「1-4」も検討してもよいように見える。これについての比較は次回の審議会以降で提示してもらえるのか。

事務局 : 数字の誤りを修正した上で、次回の審議会ですらなる審議を行っていただけるよう、資料を提示させていただきます。

委員 : 給水収益について、水需要予測に基づいて年間有収水量に供給単価をかけて計上されていますが、年間有収水量に影響する人口予測については岸和田市独自で行っていますか、国立社会保障・人口問題研究所の結果を用いていますか。

事務局 : 人口問題研究所の数値ベースを用いています。人口問題研究所ベースは厳しめの数値にもなりますので、財政収支表的にも厳しめに見ています。しかし、人口問題研究所の数値も数年前の数値になりますので、今の実績を加味して、少し補正をして載せています。

委員 : 国立社会保障・人口問題研究所の結果は、複数パターンあると思いますので、採用案について人口シミュレーションの変動幅も踏まえたうえでの試算のチェックを行った方がいいと思います。また、過去の料金改定のときの事例をみて、料金改定時に有収水量が減らないかどうか確認すべきだと思います。

委員 : 昨今の電気代の高騰、電気代等、つまり動力費について、将来見通しの試算条件を見直したと回答されていましたが、今回の収支表に反映されているのですか。

事務局 : 今回の収支表に反映されています。

委員 : 損益勘定の収益的支出の動力費とは、ポンプの動力費かと思います。しかし、受水費が圧倒的に多く、受水費の単価については一定となっていますが、よろしいのでしょうか。

事務局 : 受水費については、企業団の定めた単価になってしまうので、動向が分かれば組み込めますが、現状組み込めないと考えています。

委員 : 受水費については、過去 10 年間でどんな傾向にありますか。

事務局 : 今のところ、値下げの傾向にあります。

事務局 : しかし、中長期的には値上げしなくてはいけないという見解も出ています。

委員 : 電気代の料金の考え方（算定式等）を水道に用いることはできませんか。

事務局 : 検討いたします。

委員長 : 収支表にて、料金改定しない場合とする場合で資本的収入の令和 5 年度の企業債の額が変更になるのはなぜですか。

事務局 : 料金改定を行う場合、起債充当率を変更しますが、これを令和 5 年度にも当てはめているためです。これは経営戦略の算定条件に合わせたためこういう形になっております。

委員 : 試算条件を整理していただいておりますが、重要箇所については抜き出して強調していただきたい。

委員 : 人口シミュレーションの変動幅も踏まえた計算ですが、全部行う必要はなく評価すべき案だけで構いません。

○説明内容

令和3年度岸和田上水道事業決算報告について、ご説明させていただきます。

【審議会資料(A3):左上□水道料金収入】

- ・令和3年度については、前年度に比べ約2,000人の減少がみられます。
- ・料金収入は、前年度に比べ約1億7,000万円の増加の約31億8,000万円しているが、これは前年度にコロナ禍に対する支援策として4か月間基本料金の減免を実施していることが影響しており、今年度は減免を行わなかったため、減免前の前年度料金と比べると、約6,000万円の減少がみられます。
- ・今後の見通しですが、本市水道事業ビジョンにおいても、令和10年度には給水人口が約18万1,000人まで減少すると推計しており、人口減少に伴い料金収入についても減少する見込みとなっております。

【審議会資料(A3):左下□損益の状況】

- ・事業収益ですが、本年度は料金収入については減免がなくなったことにより、前年度に比べ増加しましたが、減免の財源である一般会計からの繰入金がなくなったため、事業収益での大きな影響はありませんでした。
- ・その他の収入において、加入金が前年度に比べ約3,000万円増加したため、事業収益全体としましては約2,000万円の増加となりました。
- ・事業費用ですが、職員退職に係る費用が減少したことなどから、全体で約6,000万円減少しました。
- ・純利益は約8,000万円増加の約2億4,000万円を確保しました。
- ・今後の見通しにおいて料金収入の減少による事業収益は減少する見込みです。また、老朽化が進む施設の更新や耐震化を進めるため、減価償却費が増加するなどにより、事業費用は増加し、令和6年度以降は純損失が発生する見込みとなっております。

【審議会資料(A3):右上□水道料金と水を供給するためにかかった費用の比較】

- ・今年度の水道料金は減免がなくなったことにより前年度に比べ約10円増加しました。
- ・大阪広域水道企業団による受水費の減免がなくなったことなどから、費用も約7円増加しましたが、水道料金が費用を上回り、費用を料金で賄うことができているといえます。
- ・今後の見通しにおいても減価償却費などの費用が増加する見込みとなっているため、費

用を料金で賄うことが厳しくなっていると予想されます。

【審議会資料(A3):右下□投資費用と企業債残高】

- ・令和3年度は、配水管の材料の出荷停止に伴う工事の繰り越しがあったことなどから、投資費用はやや少なく約11億円で、企業債残高の増加も約2億円に留まりました。
- ・今後、投資費用は膨らむ計画となっており、その財源の大部分を企業債で賄った場合、企業債残高は令和9年度に200億円を上回る見込みとなっており、将来、経営の負担になることが懸念される状況です。

○意見・質疑

- ・委員に事務局が資料とともに説明を行い、内容について個別にいただいた意見・質疑を取りまとめたものである。

委員長 : ②損益の状況で、決算の状況の最後の営業、事業費用、職員退職に係る費用は減少したこととありますが、これ900万になったとお伺いしました。経営戦略では5,000万円ほど計上されていますがこの減少となった要因はなんですか。

事務局 : 経営戦略時と人員構成が変わったのが大きな要因と考えます。

委員長 : ③水道料金と費用の比較で、受水費が70.92円で先ほどの話では受水費を一応72円で見込んでいると思われます。これは、実際のところ受水費は71円で済んでいるということですか。

事務局 : ここでの受水費は自己水を6%程度含んでいます。受水時の受水を計算するにあたり、有収水量には自己水の分が含まれているので72円にはならない形となります。

○説明内容

令和3年度岸和田下水道事業決算報告について、ご説明させていただきます。

【審議会資料(A3):左上□下水道使用料収入】

- ・下水道の水洗化人口については、下水接続促進により、上水道に比べまだ人口減少の影響が少ない状況ですが、令和3年度は前年度に比べ約1,000人の減少となりました。
- ・下水道使用料収入は前年度と比べ、約7,000万円の減少の34億円でした。これは水洗化人口減少の影響にもよりますが、主な要因としては、コロナ禍等の影響により一部大口使用者の水量が減少したことが上げられます。
- ・今後の見通しですが、コロナ禍の状況については、先を見通すことは難しいですが、下水道普及率は令和3年度末で96%を超えており、今後人口減少の影響が大きくなってくると予想され、使用料収入についても減少する見込みとなっております。

【審議会資料(A3):左下□損益の状況】

- ・事業収益ですが、今年度は使用料収入が減少するとともに他の収入の減少もあり、前年度と比べ約1億6,000万円減少しました。
- ・事業費用ですが、支払い利息などが大幅に減少し全体で約1億5,000万円減少したため、差し引きした純利益は前年度とほぼ同水準の約9億8,000万円を確保しました。
- ・今後の見通しですが、下水道使用料につきましては、人口減少に伴い水道料金と同様に減少していくと見込まれています。また費用では支払い利息が、企業債残高の減少に伴い今後も減少する見込みとなっております。しかし施設の老朽化による修繕費の増加や、大阪府へ支払う流域下水負担金の増加が見込まれ、将来的に純利益は減少していくと考えられます。

【審議会資料(A3):右上□下水道使用料と水をきれいにするためにかかった費用の比較】

- ・今年度の下水道使用料は、単価の高い大口の料金収入が減少したことにより、約1円減少しました。一方、右の棒グラフはかかった費用を表しますが、このうち支払い利息は企業債残高の減少に伴い、前年度に比べ約4円減少しました。その他の費用も減少したため、下水道使用料とかかった費用との差は約46円となり、これが大幅な純利益を生じる要因となっております。
- ・今後の見通しですが、支払い利息は今後も減少する見込みですが、施設の老朽化による修繕費の増加が見込まれるとともに、流域下水負担金については令和7年度から負担割

合が段階的に引き上げられることが決まっており、将来的に費用増加の要因となると予想されます。

【審議会資料(A3):右下□投資費用と企業債残高】

- ・毎年度の投資費用は約 9 億円前後であるのに対し、企業債の返済額は約 50 億円と投資費用の約 5 倍の規模に上ります。この結果、企業債残高は毎年度約 30 億円減少しているため、支払い利息は大幅に減少していますが、多額の企業債の返済に充てる財源が必要となります。
- ・②損益の状況と③下水道使用料と費用の比較では大幅な利益が出ているため、経営的に余裕があるように見えますが、これら利益は、全てこの企業債の返済に充てている状況であり、資金の面では非常に厳しい状況が続いています。
- ・今後の見通しですが、企業債の返済額は少しずつ減少していく見込みですが、企業債の返済額が大幅に減少するまでには、あと 10 年程度かかり、令和 12 年度には年間の返済額が約 25 億円まで減少し、企業債残高も 200 億円を下回る見込みです。

○意見・質疑

- ・委員に事務局が資料とともに説明を行い、内容について個別にいただいた意見・質疑を取りまとめたものである。

副委員長 : ②と③の比較で利益が出てしまっているというような言い回しでしたが、ここは利益が出ていて健全な経営が成り立っているという前向きな捉え方でいいのではないかと。

事務局 : 確かにその通りですが、ここではあくまでも必要な利益という捉え方をしてほしいために、このような言い回しをしています。

事務局 : 公営企業の特徴として、利益が出ているのであれば料金を下げるべきだ。という認識に至らないためにこのような表現を用いました。

委員長 : ④の企業債の返済ですが、令和 12 年の約 25 億円まで減少と書いてありますが、前年度では令和 13 年度には約 30 億円までに減少となっています。ここが変わった理由を教えてください。

事務局 : 財政計画の見直しによって、新規借り入れで企業債の発行額が去年計算した時よりもやや少なくて見通しに変わったことが起因しています。

す。

委員長 : 下水道事業の経営戦略の話ですが、令和 5 年度に見直しますか。見直す場合は、審議会において説明の場はありますか。

事務局 : 見直し案としてお示しできたらと考えています。令和 5 年度から 10 年を計画期間としたものを置き換えるという形の案で考えております。

委員 : ③について、かかった費用には磯ノ上の下水処理場の費用も入っていますか。また、この処理場は次回の計画ではなくさず、運用していくという理解でよろしいですか。

事務局 : 入っています。将来的には廃止という計画にはなっていますが、どの時点で実行できるかは、山手の農業集落排水や小規模処理施設の統廃合の目途が立ったうえでなると考えられます。

委員 : コスト的には磯ノ上処理場の方が安く処理できるんですか。流域下水道に流すものと比べて。

事務局 : 施設がかなり老朽化していますので、それを全てやり直すことと比べますと、流域下水道に流す方が安くなると考えられます。

委員 : ③の、下水道使用料とかかった費用の差額は、企業債の超過の関連であれば、償還費扱いとして、かかった費用に計上できませんか。

事務局 : 一般会計のような官庁会計であれば通常の費用と償還費、公債費にあたりますので、一緒に支出として計上するとは思いますが、しかし、下水道事業は企業会計の会計処理をしているため、下水道費用算定については総括原価という考え方で表現するようになります。

(4)「水道事業ビジョン」進捗状況について

資料-5(A3,A4)

○審議会の時間の関係上、本件の審議は次回審議会で行うこととなった。

(5) 大阪広域水道企業団との統合について

資料-6(A3)

(5) について資料—6 のとおり説明

○説明内容

大阪広域企業団との統合について、ご説明させていただきます。

【審議会資料(A3):1.概要】

- ・令和4年6月議会において大阪広域水道企業団への統合に向けた統合素案の報告を行い、引き続き令和6年4月の統合に向けた検討、協議を行っています。
- ・ともに統合に向けて検討、協議を進めてきた大東市が、水道事業の統合に向けての検討、協議について継続しないと令和4年8月に判断され、令和6年4月の統合は見送りと決定をされたため、覚書を締結していた8団体が7団体へ、統合検討団体が減少いたしました。
- ・検討団体が減少したこと、さらに令和3年度決算値の反映等により、統合素案の施設の最適配置に伴う効果額が変わり、前回8団体の計、約209億2,000万円から、計、約215億5,000万円と、約6億3,000万円増額となりました。

【審議会資料(A3):2.施設の最適配置に伴う効果額への影響】

- ・検討団体数の減少等により、効果額を見直したところ、約6億3,000万円の増加となった。運営基盤強化等補助金の再配分が本市に関わっています。
- ・大東市が抜けたことで、府補助金の全体額は約182億円から約173億円と、約9億円減少いたしました。内訳は広域化事業、マイナス4億6,000万円、運営基盤強化事業等事業がマイナス4億6,000万円の、合計で約9億円の減額です。
- ・運営基盤強化等事業補助金は約4億6,000万円減少しますが、大東市に配分予定であった約6億円の差額、約1億4,000万円を7団体に再配分することで、各団体の運営基盤強化等事業補助金が増加いたしました。

【審議会資料(A3):3.詳細な効果の増減額（岸和田市）】

- ・前回の効果額は34億9,000万でしたが、見直しの結果35億円となり、1,000万円の増加となりました。反映した詳細な内容は2点あります。
 - ・事業費等については、令和3年度の決算値の反映や事業費の精査により、前回から約6億1,000万円減額となりましたが、こちらは単独経営ケース、統合ケースとも同額が減額となるため、縮減額は前回と同じく1億2,000万円となり、効果額は変わりません。
 - ・府補助金については、検討団体数の減少により運営基盤等強化等補助金が再配分され、岸和田市の配分額は1,000万円の増加となり、効果額は35億円となりました。
-

【審議会資料(A3):4.経営シミュレーション結果】

- ・経営シミュレーションの結果、定量的メリットの増加がわずか 1,000 万円であったことから、料金改定時期および改定率に影響はありませんでした。

【審議会資料(A3):5.今後のスケジュール】

- ・今後のスケジュールにつきましては表記のとおりとなっておりまして、前回の説明からの変更はございません。今後は令和 6 年 4 月の統合に向け、大東市が抜けたことによる統合素案の変化点について関係者へ丁寧の説明していくとともに、より具体的な事務作業を引き続き取り組んでいきたいと考えております。

○意見・質疑

- ・委員に事務局が資料とともに説明を行い、内容について個別にいただいた意見・質疑を取りまとめたものである。

委員長 : 大東市が抜けたということで、結果的に効果の増減額のところは大きな影響がなく、統合によって事業費は増えても、府補助金収入が上回るためメリット効果があるという状況は変わらないということですか。

事務局 : 再配分してやってきたのが 1,000 万であり、岸和田市は事業そのものは大東市と一緒に行っていません。よって変わらないという結果となりました。

委員 : 運営基盤強化等補助金の再配分で増えたことは分かりました。しかし、集中監視施設の云々とか施設の撤去とか、要は 8 団体でやっていたものが 7 団体になった場合、効果額は減ると思いますがどうでしょうか。

事務局 : 集中監視システムにつきましては、岸和田は高石市と和泉市と一緒に行うのでその事業自体の変動はありません。

事務局 : 大東、東大阪、八尾の集中監視設備の効果額の見直し結果として 6.3 億円のうち 8,000 万円が増加になり、岸和田市は影響してないということになります。

委員長 : 「3.詳細な効果尾増減額（岸和田市）」の事業費が当初の 648 億円から 642 億円になっていますが、団体数が減少したからということですか。

事務局 : 単独ケース、統合ケースについても決算ベースに置き換えた結果、この増減額になったということです。

委員 : 下水道事業を引き継がないということになっていますが、現在は上下水道という形で組織を運営しておられることについて弊害等はありませんか。

事務局 : 現案では、公営企業法の会計のやり方ってところで、上水道は法的に全部適用しなくてはいけないのですが、公営企業法の中の一部適用という方法があり、会計基準だけを企業会計のやり方を適用することで、今後デメリットになることを防いでいく形をとっていきたいと考えています。

委員 : 大東市はなぜ継続しない結論に至ったのですか。

事務局 : 定量的メリット、定性的メリット、スケールメリットの部分で、大東市としてメリットが見込めないという結論に達したと考えています。

次回日程

1 月 19 日（木）14:00 より、同会議室にて開催。